

① 平成 27 年 3 月末有効期限または現在有効期限が切れている方へ

更新または復活の手続きをされない場合は、登録が抹消され、再試験となります！！

平成 26 年度より、更新手続きおよび有効期限復活の手続きは、
(公財)不動産流通近代化センターホームページのトップページにある
『不動産マスターマイページ』より行うことになりました。

平成 27 年 3 月末有効期限の方または復活の手続きをする方は、
平成 27 年 3 月末までに更新要件を満たし、手続きを完了させてください。

※ 更新要件の詳細は下記をご確認ください

更新要件

次のいずれか一つ以上の要件を満たすことが必要です。

1. 不動産コンサルティングに関する研究報告を提出すること
2. 不動産コンサルティング地方協議会が実施する不動産の「専門教育」を受講すること
3. (公財)不動産流通近代化センター編集・発行の月刊誌『不動産フォーラム 21』を年間購読し、かつ購読期間中の掲載記事に関するレポートを提出すること
4. 不動産コンサルティング地方協議会が平成 23 年 8 月 1 日以降に開催した一定の「自主研修会」((公財)不動産流通近代化センターが更新要件として認定した研修会に限る)もしくは、(公財)不動産流通近代化センター主催の「スペシャリティ講座」を合わせて 3 回以上受講すること

★ 平成 27 年 2 月 5 日 (木) 開催の専門教育講座を受講するまでに、
あらかじめマイページを作成しておいてください

※ (公財)不動産流通近代化センターホームページのトップページ にある
リンクバナーから手続きできます
(パソコンからの手続きが難しい方は、
(公財)不動産流通近代化センター：03-5843-2079 へご連絡ください)



マイページのリンクバナーは
こちらです！

※ 更新と登録事項変更等は
こちらから手続き可能です

② すべてのコンサルティングマスターの方へ

・保有している宅地建物取引主任者証（平成 27 年 4 月 1 日より取引“士”証）の有効期限を切らさないようご注意ください（登録の抹消要件 9. に該当）

・お名前、現住所、勤務先等が変更になった際には、忘れずに
(公財)不動産流通近代化センターへ変更の旨
(<http://www.fu-consul.jp/torokusha.html#henko>) をお知らせください。

※ 登録の抹消要件は下記をご確認ください

登録の抹消要件

1. 次のいずれか一つに該当する方は、登録を抹消します。
 - 1.本人から登録の抹消の申請があったとき
 - 2.成年被後見人又は被保佐人
 - 3.禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していない者
 - 4.破産者で復権を得ない者
 - 5.宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 68 条の規定により宅地建物取引主任者としてすべき事務を禁止され、その禁止期間の満了の日から 5 年を経過しない者、又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 40 条の規定により不動産鑑定士が不動産鑑定業者の業務に関し不動産の鑑定評価を行うことを禁止され、その禁止期間の満了の日から 5 年を経過しない者
 - 6.死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
 - 7.宅地建物取引業法第 68 条の 2 の規定により登録が消除されたとき、又は不動産の鑑定評価に関する法律第 40 条の規定により登録が消除されたとき
 - 8.虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき
 - 9.技能登録の更新（交付）申請時において、**有効な宅地建物取引主任者証を所持していない者**
 - 10.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
2. 次のいずれか一つに該当する場合は、登録を抹消されることがあります。
 - 1.登録事項に変更が生じた場合において、**正当な理由がなく 30 日以内にその届出を怠ったとき**
 - 2.宅地建物取引業法及び税理士法（昭和 26 年法律 237 号）、弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）等の法律に基づく資格士に関する法令に違反したとき、その他不動産コンサルティングに 関し、不正又は著しく不当な行為を行ったとき
 - 3.**定められた期間内に登録の更新手続きを行わず、登録の有効期限を経過した場合にも、原則として登録が抹消されます。**ただし、この事由による登録の抹消は、平成 27 年 3 月 31 日を基準日として、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

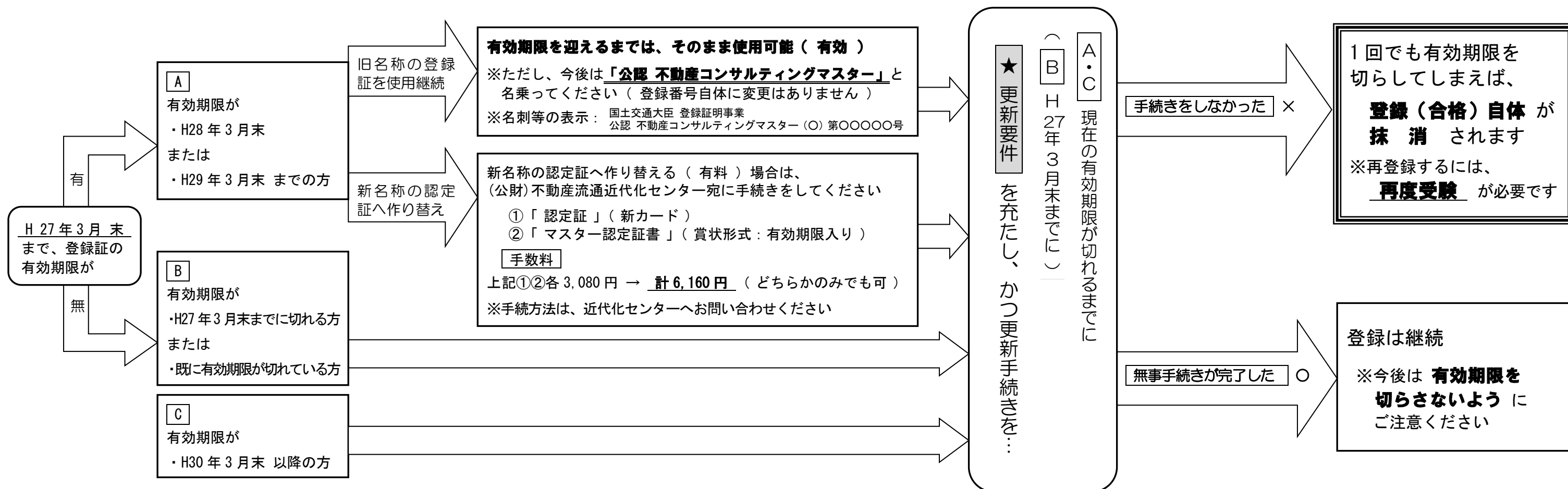
重要!!

「不動産コンサルティング技能登録者」名称変更に伴う更新手続きのお知らせ

この件に関するお知らせは、平成25年1月11日(金)に(公財)不動産流通近代化センターより各登録者様宛へ発送されています

ー 平成25年1月4日より、資格名称が「不動産コンサルティング技能登録者」から「公認 不動産コンサルティングマスター」へ変更されましたー

→ それに伴い、平成27年4月以降に有効期限を切らした方は **登録(合格)自体が抹消** されますのでご注意ください!!



◆ 実務経験が5年未満等の理由により、まだ登録をされていない方(登録番号がなく、試験に合格されているだけの状態の方)は、上記のフローチャートの適用を受けず、H27年4月以降も合格の効力は有効です。
(※今後登録予定のある方は、認定証交付後は登録抹消とならないように有効期限にご注意ください)

★更新要件 … 自身が「有効期間内に更新要件を充たしているか」等は、右記連絡先へお問い合わせください

登録証が有効期限内の方は、期限前5年間において、また、登録証の有効期限が切れている方は、交付を受けようとする年度内(4月1日～翌年3月31日)において、次のいずれか一つ以上の要件を満たし、交付申請期間内に交付申請手続を取ることが必要です。

【更新(交付)要件】

- 不動産コンサルティングに関する研究報告を提出すること
- 不動産コンサルティング地方協議会が実施する不動産の「専門教育」を受講すること
- 「不動産フォーラム21」を年間購読し、かつ購読期間中の掲載記事に関するレポートを提出すること
- 不動産コンサルティング地方協議会が実施する一定の自主研修会(近代化センターが更新要件として認定した研修会に限る)もしくは、近代化センター主催のスペシャリティ講座を、交付を受けようとする期間内で申請を行う時までに合わせて3回以上受講すること

更新手続き、変更手続き(方法、提出物等)の提出先・お問い合わせ先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル8階
(公財)不動産流通近代化センター コンサル登録係

TEL: 03-5843-2079 FAX: 03-3504-3523

受付時間: 平日 9時30分～17時

① <http://www.fu-consul.jp/torokusha.html#henko>
(近代化センターHP:更新手続き・変更手続き等)

② <http://www.fu-consul.jp/senmonkyoiku.html> (中央協議会HP:専門教育関連)

※ 氏名、現住所、勤務先(商号変更や電話番号も含む)が変更になった場合は、上記HP①へアクセスし、変更手続きを必ず各自で行ってください

→ この届出を怠ると、重要な郵送物が届かなくなりますのでお気をつけください